

### 302 営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業

#### 1. 特例を設ける趣旨

本特例措置は、営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行する場合に、前払式証票の規制等に関する法律（以下、「前払式証票法」という。）の事前登録要件のうち資本要件を課さないことによる、「地域通貨」の機動的かつ円滑な発行を通じ、地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進を図ることを目的とするものです。

#### 2. 特例の概要

地方公共団体が、以下に掲げる要件を満たす構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められた者に対して前払式証票法の事前登録要件のうち資本要件（資本又は出資の額が1億円（使用できる範囲が一市町村に限定されているときは、1,000万円）以上、かつ、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の100分の90以上）を課さないこととするものです。

(1) 営利を目的としない法人が「地域通貨」を機動的かつ円滑に発行することにより、構造改革特別区域の地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が相当程度図られると見込まれること。

(2) 地方公共団体が、発行体である営利を目的としない法人の財務内容の健全性や資金の管理方法等について、購入者保護の観点から適正であると認め、構造改革特別区域計画に具体的に記載していること。

#### 3. 基本方針の記載内容の解説

##### (1) 「営利を目的としない法人」について

今回の特例措置の対象となる営利を目的としない法人とは、民法第34条の法人及び特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO法人）を指します。

##### (2) 「営利を目的としない法人が「地域通貨」を機動的かつ円滑に発行することにより、構造改革特別区域の地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が相当程度図られると見込まれること」について

今回の措置は、前払式証票法における事前登録要件のうち資本要件を満たさない営利を目的としない法人にも、前払式証票法の登録を認めて「地域通貨」の発行を可能とする特例措置であることから、「地域通貨」の発行による経済的社会的効果として、例えば環境活動やまちづくりの推進・地域福祉の充実などを目的としたボランティア活動等を通じ、地域経済の活

性化及び地域住民相互の交流の促進が相当程度図られることが見込まれることが必要です。なお、これについての判断は申請する地方公共団体が一義的に行うこととなります。

(3) 「未使用残高」について

「未使用残高」とは、発行されたすべての「地域通貨」の合計額から、回収（有効期限切れ等で使用できなくなったものを含む）されたすべての「地域通貨」の合計額を控除して算出することとなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は以下のとおりです。

(1) 特区計画の別紙「2 当該規制の特例措置を受けようとする者」の欄については、当該特例措置は特区計画に特定事業の実施主体と定められた者に対して行われるものであることから、「地域通貨」を発行する具体的な法人（名称、所在地、定款等）を記載して頂くこととなります。

(2) 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄については、

発行体である営利を目的としない法人の財務内容の健全性が確保されていること及び将来においても確保される見込みであること並びにそれらの理由（例えば、事業計画書、貸借対照表及び収支計算書等についての説明、「地域通貨」の発行業務に係る費用を賄う財源や将来における損益の見通し、財務内容が現在及び将来にわたって健全であると考えられる理由等）

「地域通貨」についての未使用残高に相当する資金について安全かつ確実な管理方法及び当該管理方法が安全かつ確実なものであると考えられる理由（例えば、「地域通貨」の発行によって、その購入者等から受け取った発行額見合いの金銭を、その「地域通貨」が回収されるまでの間、どのように管理（銀行預金等）するのか等）

発行体の事業の実施状況及び財務内容を把握するための地方公共団体の体制整備に関する事項（例えば、当該地方公共団体のどこの部署が担当となるのか。また、どの位の頻度で、どのような方法（報告の徴求等）で、発行体の事業の実施状況及び財務内容を把握するのか等）

「地域通貨」の所有者からの相談、苦情の解決及び「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった場合における対応を行うための地方公共団体の体制整備に関する事項（例えば、当該地方公共団体のどこの部署で担当するのか。また、当該「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった場合に、当該「地域通貨」の所有者への周知方法等どのような対応を採ることを想定しているのか等）

をそれぞれ具体的に記載して下さい。

- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類なし。